

特別コレクション資料の利用者による撮影：日本の図書館における動向

安形 麻理（慶應義塾大学文学部）

agata@a2.keio.jp

1. 背景と目的

1.1 特別コレクション資料の複写

写本や初期印刷本など、特別コレクション・特殊コレクションに含まれることが多い、いわゆる貴重書の研究においては、原資料を詳細に調べることが必要である。しかし、貸出や相互貸借ができず、閲覧にあたっては一般書の閲覧とは別の手続きが必要で閲覧可能な時間も短いなど、利用上の制限も多いため、質の高い複写物の入手が重要となる。

こうした資料は著作権の保護期間は終了していることが多いが、従来、国を問わず、図書館等では主として資料保護の観点から複写の条件を概して厳しく設定してきた。また、マイクロ化や、特に近年ではデジタル化を行い、それを代替物として提供することによって現物の利用頻度を減らすということも広く行われている。いずれの場合も、資料撮影の主体は所蔵機関であった。

しかし、近年、デジタルカメラやカメラ機能付きの携帯電話などの普及により、資料を閲覧しながら自分で撮影することを望む研究者が増えてきた。出版用ではなく、後から精査するためや記録のための、いわばメモ代わりの撮影である。特別コレクションは閲覧可能な時間や点数に制限が多いことから、特に遠方から訪れる利用者の希望が強いだらう。

こうした状況を受け、OCLCは、2010年2月に図書館や公文書館、歴史協会など35機関の複写サービス提供方針を調査したうえで、利用者（特に遠方から訪れる研究者）、所蔵機関、資料のすべてにとって利点があるとして、所蔵機関が特別コレクション閲覧室において研究者のデジタルカメラによる資料の撮影の許可

を検討することを推奨し、実際に運用するうえでの提言 *Capture and Release* を公表した¹⁾。OCLCはアメリカのみならず、各国の図書館に大きな影響を与えると考えられる。

1.2 北米の研究図書館における動向

筆者は、2013年10月から11月にかけて、北米研究図書館協会（Association of Research Libraries: ARL）の加盟館125館のうち、特別コレクション資料の利用・閲覧室の利用・複写についての規則が書かれた英語のウェブページをもつ104館を対象に調査を行った²⁾。その結果、北米の研究図書館においては大きな変化があり、70館は利用者が持参したカメラで資料を撮影することを許可し、そのうち21館は詳細な規則を定めていること、そうした規則にはOCLC提言の影響が大きいと考えられること、一方で運用の細部は様々であり今後も変化すると予想されることを明らかにした。北米では特殊コレクションを大学図書館の中核に据えようという動きが見られることから、撮影許可に関する規則や方針の転換が起きていると考えられる³⁾。

1.3 研究目的

本研究では、都道府県立図書館および大学図書館のウェブサイト調査を行うことにより、日本の図書館における貴重書を中心とする特別コレクション資料の利用者による撮影の許可についての現状を明らかにすることを目的とする。

2. 調査手法

2.1 調査対象館の選定

都道府県立図書館は、総務省統計局の「都道府県立図書館リンク集」⁴⁾に掲載されている57館すべてに、分館等として青森県近代文学館、

秋田県立図書館あきた文学資料館、福井県立若狭図書学習センター、和歌山県立紀南図書館の4館を足した。秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県には複数の県立図書館があるが、利用規則は同一であったため、6館を重複として除き、最終的には合計55館を調査対象とした。

大学図書館については、洋貴重書を多く所蔵していると考えられる図書館にしばった調査結果を報告する。洋貴重書とした理由は、特別コレクションに含まれるさまざまな形態の資料の中でも、特に和漢書と洋書では取り扱いや閲覧の規則が分かれている場合があると予想されるが、概して洋貴重書の方が物理的な構造上、複写による損傷の危険性が高いと考えられるためである⁵⁾。

対象とする大学図書館は以下の3つの手順によって選定した。まず、『「西洋古版本に関するアンケート」集計報告書』⁶⁾から、1999年に私立大学図書館協会が行った洋貴重書に関するアンケートに回答した81私立大学図書館を選定した。次に、『全国国立大学所蔵貴重図書目録』⁷⁾から洋書を所蔵している国立大学図書館19館を選定した。最後に『本邦所在インキュナブラ目録(第2版)』⁸⁾からインキュナブラを所蔵している大学図書館46館を選定した。重複を除くと、126大学図書館が対象となった。

2.2 調査手順と調査項目

対象館のウェブサイトから、貴重書、特別文庫、特別資料、特別コレクション、特殊コレクション、郷土資料室などの利用や複写について書かれたページ、あるいは図書館全体の利用案内や利用規則の中から特別コレクション資料類についての項目を調査した。調査は2014年2月から3月にかけて筆者を含む4名の調査者で行い、2014年9月に筆者が再度確認した。

各ページについて、利用者の持ち込みカメラによる撮影許可に関する記載の有無を調べたうえで、記載がある場合には管理面や資料の取り扱いにかかわる規則の詳細を調査し、表1に示した6カテゴリーに分類した。

表1 ウェブサイトの分類基準

分類	判断基準
①	該当ページがない
②	明示的に禁止されている
③	禁止だと推測できる
④	撮影については事前の問い合わせが必要だと記載されている
⑤	利用者によるカメラの利用を許可しているが、詳細な規則は掲載されていない
⑥	利用者によるカメラの利用を許可し、かつ、管理面や資料の取り扱いに関する詳細な規則を掲載している

本調査では、資料閲覧に(しばしば遠方から)訪れる利用者の下調べとして有用な情報を提供しているかどうかという観点から分類した。そのため、①の「該当ページなし」には、一般資料の複写についての記載しかないと判断した場合や、状態の悪い資料や損傷のおそれのある資料の複写はできないなどと記載され、特別コレクションも対象に含まれる可能性が高いものの、明確ではない場合も含まれる。

②は、カメラやスキャナなど手段を問わず、利用者による撮影を明示的に禁止している場合である。

③は、利用者による撮影を明示的に禁止してはいないものの、持ち込み可能な物のリストにカメラがない、図書館が行う複写や撮影についての記載しかない、貴重書の複写が禁止されている(「貴重書は複写できません」という記載を含む)など、持ち込みカメラによる撮影はそもそも想定されていないと判断できる場合である。

④は資料の撮影については事前の問い合わせが必要だとしている場合である。

⑤⑥は、利用者の持ち込みカメラによる撮影を許可している場合で、撮影場所や写真撮影の規則など、後述のOCLCの提言にあるような項目についての詳細が記載されている場合には⑥とした。

次に、詳細な規則について、OCLC の提言と比較した。OCLC 提言は、写真撮影許可に対する資料所蔵機関側の姿勢を、①非常に積極的 (shutter-bug)、②積極的 (exposed)、③消極的 (camera-shy) の三段階に分け、撮影場所や機材、写真撮影の規則、出版への利用、料金、量的な制限など 15 項目について、各段階での具体的な運用方針を提案している。たとえば、許可すべき撮影場所として提案されているのは、それぞれ、①閲覧室の任意の場所、②レファレンスデスクの付近など閲覧室内の特定の場所、③別室となる。

3. 調査結果

3.1 都道府県立図書館

都道府県立図書館についての調査結果を表 2 に示した。55 館中、35 館 (63.6%) には、そもそも特別コレクション資料の複写や撮影に関する規則を記載したウェブページがなかった。

表 2 都道府県立図書館の結果

分類	図書館数	割合
①	35	63.6%
②	1	1.8%
③	5	9.1%
④	0	0.0%
⑤	9	16.4%
⑥	5	9.1%
合計	55	100.0%

明示的に禁止している①は 1 館のみで、古文書等の複写・撮影として、専門業者による撮影については細かく定めているが、申請者自身による撮影は禁止していた。

④と⑤を合計すると 14 館 (25.5%) が持ち込みカメラによる撮影を許可していた。ただし、このうち 5 館では、貴重書と一般書は特に区別されていなかった。また、1 館では撮影は許可しているが、出版物に掲載したりテレビで放映したりするための従来からあるような撮影許可であり、個人的な記録のための撮影許可ではないと考えられる。3 館では撮影は許可してい

るものの、カメラなど具体的な機材については指定がなかった。

興味深いことに、3 館では、貴重資料の複写機による複写は禁止し、利用者自身のカメラによる撮影は許可すると明記していた。資料をガラス面に押し当てるのが一般的な複写機の使用は許可されないのが普通であるが、閲覧のために本を開いた姿勢のまま撮影する場合は資料への負担が少ないために許可するという判断によると考えられる。

5 館は詳細な規則を定めていた (⑤)。OCLC の 15 項目と比較した結果、記載が多かったものを表 3 に示した。5 館すべてが記載していたのは、撮影許可にかかわる書類の提出 (うち 1 館は事前の提出)、著作権の処理は利用者の責任で行うこと、出版物への利用の許可 (2 館) あるいは禁止 (3 館) であった。

3 館では、使用可能な機材を指定していたが、許可されている物の種類や詳細さはそれぞれ異なっていた。また、資料を損傷しないような配慮を求めたり、撮影の制限事項について記載したりしている図書館も 3 館ずつであった。

さらに、2 館では、撮影したフィルムや画像データを図書館に提出することを求めている。

表 3 記載が多かった事項

項目	図書館数
書類	5
著作権	5
出版	5
機材	3
撮影規則	3
制限	3

3.2 大学図書館

日本の大学図書館全体では、該当ページがない図書館 (①) が大半であったため、ここでは、洋貴重書を多く所蔵していると考えられる 126 大学図書館の調査結果について報告する。

表 4 にウェブサイトの記載の分類結果を示した。該当する記載がない図書館が最も多く、6 割以上であった。この中には、利用について

はカウンターに問い合わせることを求める図書館が散見された。基本的には、問い合わせがあれば対応するという図書館が多いと考えられる。これには図書館の規模も関係するだろう。

利用者の撮影を許可していないと考えられる①と②は合計 32 館 (25.4%) と都道府県立図書館よりも高い割合であった。

④と⑤を合計しても、撮影を許可しているのは 1 割に満たない 11 館 (8.8%) であった。都道府県立図書館と同様、複写は許可されない資料でもデジタルカメラやマイクロフィルムによる撮影が許可されるという場合があった。

表 4 大学図書館の結果 (N=126)

分類	図書館数	割合
①	82	65.1%
②	13	10.3%
③	19	15.1%
④	1	0.8%
⑤	7	5.6%
⑥	4	3.2%
合計	126	100.0%

4. 日本の図書館における動向

都道府県立図書館の 6 割には該当する規則の記載がないが、利用者による撮影を明示的に禁止しているのは 1 館のみで、2 割強が撮影を許可し、うち 5 館は詳細な規則を定めていた。一方、大学図書館では西洋古版本を所蔵すると考えられる図書館に限っても関連する記載がない所が多く、6 割強には記載がなく、2 割以上の図書館は禁止か禁止だと推測でき、利用者による撮影を許可している図書館は 11 館と非常に少ないことが明らかになった。つまり、北米の研究図書館の傾向とは大きく異なることがわかる。

また、撮影を許可している図書館同士でも、どのような項目について規則を定めるかはまちまちであった。撮影したフィルムやデータを図書館に納品するよう求めるなど、前述の北米の調査ではほとんど見られなかった規則も見

られた。全体として、OCLC の提言の影響は現時点ではあまりないと考えられる。

一方、保存上の観点から複写は禁止するが持ち込みカメラでの撮影を許可する図書館が複数あったことは興味深い。

今後も、資料の撮影を望む利用者は増える一方であると考えられる。資料保存、職員の労力、利用者の利便性と満足度をバランスよく満たしていくために、議論と実践が積み重ねられることを期待したい。

なお、本研究の遂行に当たっては、慶應義塾大学平成 25 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「15～17 世紀における絵入り本の世界的比較研究の基盤形成」による補助を受けた。

¹⁾ Miller, Lisa, Steven K. Galbraith, et al. (2010). "Capture and Release": Digital Cameras in the Reading Room. Report produced by OCLC Research. Published online at:

<http://www.oclc.org/research/publications/library/2010/2010-05.pdf>.

²⁾ Agata, Mari. Permission for readers to capture images of special collection materials: A new trend towards "capture and release". Text and illustration in early books and manuscripts: A comparative study. 2013 年 12 月 13 日. 慶應義塾大学.

³⁾ Special issue on mainstreaming special collections. Research Library Issues. no. 283, 2013.

⁴⁾ 総務省統計研修所/都道府県立図書館リンク集. <http://www.stat.go.jp/training/toshokan/6.htm>

⁵⁾ たとえば、慶應義塾大学図書館では和漢書の図書館による複写は可能だが、“洋貴重書は資料保存のため原則として複写できません”となっている。慶應義塾図書館：貴重書室.

http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/rare_room.html.

⁶⁾ 私立大学図書館協会東地区部会研究部西洋古版本研究分科会編。「西洋古版本に関するアンケート」集計報告書. 2001, 53p.

⁷⁾ 広島大学附属図書館 [編]. 全国国立大学所蔵貴重図書目録：付:文庫・集書一覧貴重図書指定基準. 広島大学附属図書館, 1973, 442p.

⁸⁾ 雪嶋宏一. Incunabula in Japanese libraries: 本邦所在インキュナブラ目録. 第 2 版. Yushodo, 2004, 223p.